

令和8年熊本地震の被災者に対する手数料減免の取扱方針

1 概要

令和8年熊本地震により被災し、免状等を汚損又は紛失した場合に、その被災者から各種免状等の再交付申請があった場合には、免状等の所有者には故意・過失は認められないため、被災者の経済的な負担を軽減することを目的に、熊本県手数料条例第6条の規定に基づき、その全額を免除する。

2 減免対象者

令和8年熊本地震により被災し、免状等を汚損又は紛失した者のうち、免状等の再交付を希望する者。

ただし、同一申請者による同種の免状の複数回の手数料減免は認めない。

3 減免対象手数料

・ 消防設備士免状再交付	(1, 9 0 0 円)
・ 危険物取扱者免状再交付	(1, 9 0 0 円)
・ 火薬類取扱保安責任者免状再交付	(2, 4 0 0 円)
・ 丙種火薬類製造保安責任者免状再交付	(2, 4 0 0 円)
・ 高圧ガス販売主任者免状再交付	(2, 4 0 0 円)
・ 高圧ガス製造保安責任者免状再交付	(2, 4 0 0 円)
・ 液化石油ガス設備士免状再交付	(2, 3 0 0 円)
・ 電気工事士免状再交付	(2, 7 0 0 円)
・ 電気工事業者登録証再交付	(2, 2 0 0 円)

4 申請方法

免状等の再交付手数料の減免を希望する者は、5の提出書類を各免状等交付窓口に提出する。各免状交付窓口は、5の提出書類の提出があったときは、収入証紙が添付されていない申請書を受理することができるものとする。

5 提出書類

- ① 再交付申請書
- ② り災証明書（または被災証明書）の写し又は免状等再交付手数料免除申請書（別記様式）
- ③ 汚損の場合は、汚損した免状等の原本（提出が可能な場合に限る）

6 減免の手続

- ・ 熊本県手数料条例第6条により、手数料の減免については知事が行う。
- ・ 各免状交付窓口は、5の提出書類を、受領後速やかに県あて送付する。（電気工事業者登録証再交付以外）

7 取扱方針の適用

本取扱方針は、令和8年8月26日から施行し、令和8年7月28日から適用する。(令和9年3月31日まで)

施行日以前に申請を行い、既に証紙により手数料を納付した者については、本人からの還付請求により払い戻しを行う。